

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年5月13日
【四半期会計期間】	第63期第3四半期（自平成23年1月1日至平成23年3月31日）
【会社名】	澁谷工業株式会社
【英訳名】	SHIBUYA KOGYO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 澁谷 弘利
【本店の所在の場所】	石川県金沢市大豆田本町甲58番地
【電話番号】	(076) 262 - 1201 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経理本部長 吉道 義明
【最寄りの連絡場所】	石川県金沢市大豆田本町甲58番地
【電話番号】	(076) 262 - 1201 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経理本部長 吉道 義明
【縦覧に供する場所】	株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社 名古屋証券取引所 (愛知県名古屋市中区栄3丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第62期 第3四半期連結 累計期間	第63期 第3四半期連結 累計期間	第62期 第3四半期連結 会計期間	第63期 第3四半期連結 会計期間	第62期
会計期間	自 平成21年 7月1日 至 平成22年 3月31日	自 平成22年 7月1日 至 平成23年 3月31日	自 平成22年 1月1日 至 平成22年 3月31日	自 平成23年 1月1日 至 平成23年 3月31日	自 平成21年 7月1日 至 平成22年 6月30日
売上高(百万円)	36,979	40,929	13,595	16,328	56,389
経常利益(百万円)	870	44	694	802	2,037
四半期(当期)純利益又は四半期 純損失()(百万円)	250	319	297	617	1,135
純資産額(百万円)	-	-	28,498	28,509	28,988
総資産額(百万円)	-	-	67,141	74,868	68,269
1株当たり純資産額(円)	-	-	1,037.75	1,028.36	1,055.20
1株当たり四半期(当期)純利益 又は1株当たり四半期純損失 ()(円)	9.26	11.56	11.01	22.33	42.01
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	-	-	41.8	38.0	41.8
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	519	39	-	-	3,536
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,086	3,499	-	-	1,001
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	544	3,961	-	-	1,377
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	-	-	5,593	8,210	7,801
従業員数(人)	-	-	2,381	2,308	2,385

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。

2. 売上高には、消費税等は含まれていない。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、希薄化効果を有している潜在株式がないため記載していない。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社における異動もない。

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）および「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用し、セグメント区分を変更している。変更の内容については、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表注記事項（セグメント情報等）」に記載している。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はない。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数（人）	2,308
---------	-------

（注）従業員数は、就業人員数を記載している。

(2) 提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数（人）	1,276
---------	-------

（注）従業員数は、就業人員数を記載している。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

第1四半期連結会計期間よりセグメント区分の変更を行っており、前年同四半期との比較は、前第3四半期連結会計期間の数値を変更後のセグメント区分に組み替えて行っている。

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりである。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
パッケージングプラント事業	11,287	+45.6
農業用設備事業	2,075	1.8
メカトロシステム事業	2,947	1.4
その他の事業	37	85.5
合計	16,347	+24.7

(注) 1. 金額は販売価額によっており、セグメント間の取引については相殺消去している。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれていない。

(2) 受注状況

当第3四半期連結会計期間における受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりである。

セグメントの名称	受注高 (百万円)	前年同四半期比 (%)	受注残高 (百万円)	前年同四半期比 (%)
パッケージングプラント事業	9,900	+31.0	20,916	+2.7
農業用設備事業	1,746	3.8	2,203	+11.7
メカトロシステム事業	2,618	36.5	3,154	5.0
その他の事業	99	54.0	127	+52.2
合計	14,364	+4.8	26,401	+2.6

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれていない。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりである。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
パッケージングプラント事業	11,344	+39.0
農業用設備事業	2,075	1.8
メカトロシステム事業	2,867	6.6
その他の事業	41	83.6
合計	16,328	+20.1

(注) 1. セグメント間の取引については、相殺消去している。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれていない。

3. 主な相手先別の販売実績および総販売実績に対する割合は、次のとおりである。なお、下記のうち総販売実績に対する割合が10%未満となる第3四半期連結会計期間の販売実績および総販売実績に対する割合は、記載を省略している。

相手先	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
(株)アセプティック・システム	-	-	2,539	15.6

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはない。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はない。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はない。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、外需の持ち直しに支えられ回復軌道に戻ると見込まれていたが、3月11日に発生した東日本大震災の影響で多くのマイナス要因が生じ、先行き不透明な状況となった。

このような状況のなか、当社グループの当第3四半期連結会計期間の売上高は163億28百万円（前年同期比20.1%増）、営業利益8億18百万円（前年同期比17.0%増）、経常利益8億2百万円（前年同期比15.6%増）、四半期純利益6億17百万円（前年同期比107.7%増）となった。

セグメントの業績は、次のとおりである。なお、当社グループは第1四半期連結会計期間よりセグメント区分の変更を行っており、前年同期との比較は、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えて行っている。セグメント情報の開示における事業区分に関連する事項については、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載している。

（パッケージングプラント事業）

パッケージングプラント事業において、薬品・化粧品用プラントが減少したものの、食品用プラントは大型飲料用プラントの納入があったため、前年同期に比べ大幅に伸長した。

その結果、連結売上高は113億44百万円（前年同期比39.0%増）、営業利益は13億99百万円（前年同期比17.4%増）となった。

（農業用設備事業）

農業用設備事業において、西日本を中心とした柑橘類向け選果選別プラントの納入が増加したものの、落葉果樹類、根菜類向け選果選別プラントが前年同期に比べ減少した。

その結果、連結売上高は20億75百万円（前年同期比1.8%減）、営業損失は34百万円（前年同期は営業利益1億40百万円）となった。

（メカトロシステム事業）

メカトロシステム事業において、半導体製造装置は、国内向けが伸長したものの、海外向けに一服感が出たことから減少した。医療機器は、好調な海外需要に支えられ大幅に増加し、切断加工機は、樹脂・ガラス・セラミック加工などの精密加工部品市場の好調さを受け、前年同期に比べ売上が伸長した。

その結果、連結売上高は28億67百万円（前年同期比6.6%減）、営業損失は69百万円（前年同期は営業損失2億14百万円）となった。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況については、次のとおりである。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、2億34百万円の資金増加（前年同期は2億86百万円の資金減少）となった。これは主に、税金等調整前四半期純利益が11億51百万円となり、売上債権の増加33億78百万円による資金減少があったものの、資金増加要因として非資金項目である減価償却費4億31百万円の計上および賞与引当金6億80百万円の増加のほか、仕入債務の増加12億48百万円、たな卸資産の減少5億47百万円があったことによるものである。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、25億30百万円の資金減少（前年同期は3億25百万円の資金減少）となった。これは主に、定期預金の預入および有形固定資産の取得によるものである。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、17億99百万円の資金増加（前年同期は12億28百万円の資金増加）となった。これは主に、借入金の増加によるものである。

これらの結果、当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は82億10百万円となり、第2四半期連結会計期間末より4億91百万円減少した。

(3) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はない。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりである。

基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を中長期的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えている。

当社は、支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えている。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではない。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくない。

当社が、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、経験やノウハウに基づく高い技術、独自の経営管理システム、優秀な人材の確保・育成と企業風土、取引先等との信頼関係、および健全な財務体質を今後も維持し、発展させていくことが必要不可欠であり、これらが当社株式の大量買付を行う者により中長期的かつ持続的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになる。

それ故、当社としては、上述の類型を含む当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると思量している。

基本方針実現のための取組みの具体的な内容の概要

(a) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業価値・株主共同の利益の向上に向けて、平成25年（2013年）6月期には、連結売上高1,000億円を達成することを目標としている。

この目標達成のために、各事業部門ごとに、また各子会社ごとに既存ビジネスの拡充と、新製品の寄与、海外市場への展開など計数を積み上げて算出し、全社一丸となり達成に邁進している。

また、コーポレートガバナンスに関する取組みとしては、独立性のある社外取締役1名を選任している。また、監査役4名のうち3名は社外監査役であり、これらの監査役が取締役会等重要な会議に出席し、コーポレートガバナンスの実を挙げている。

なお、独立役員として、上記のうち社外取締役1名および社外監査役2名を株式会社東京証券取引所等の定めに基づき届け出ている。

(b) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成22年8月30日開催の取締役会において、新株予約権と信託の仕組みを利用したライツ・プラン（以下「信託型ライツ・プラン」という。）を更新（再導入）することを決議し、信託型ライツ・プランの一環として、第二回信託型ライツ・プラン新株予約権（以下「本新株予約権」という。）50,000,000個を平成22年10月1日付で無償で発行し、その全てを住友信託銀行株式会社（以下「信託銀行」という。）に割り当てることについて、同年9月24日開催の第62回定時株主総会において承認された。

信託型ライツ・プランは、信託を利用することにより、所定の買収者等の有する当社の株券等の保有割合を希釈化させることのある新株予約権を信託の受託者である信託銀行に対し予め発行し、買収者が出現した時点の当社を除く株主全員がこれを取得できるようにしておくことで、株主のために時間や情報を確保し、また株主のために当社が買収者と交渉すること等が可能となるようにしておく仕組みである。

将来買収者が出現した場合には、信託銀行は、本新株予約権の交付を受けるべき受益者として所定の手続に従って確定される当社を除く株主全員に対して、原則として、その保有する当社株式の数に応じて本新株予約権を交付することになる。信託型ライツ・プランの更新に伴い発行された本新株予約権は、これを行使すると1個当たり当社の普通株式を原則として1株取得することができる。本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は1円としている。

本新株予約権は、原則として、割当日の前後を問わず、一ないし複数の者が、(ア)特定大量保有者（「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況 第二回信託型ライツ・プラン新株予約権（注）2.1()」に定義される。以下同じとする。）になったことを示す公表（「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況 第二回信託型ライツ・プラン新株予約権（注）2.1()」に定義され

る。)がなされた日から10日間が経過したとき、または、(イ)特定大量買付者(「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 第二回信託型ライツ・プラン新株予約権 (注) 2.1」)に定義される。以下同じとする。)となる公開買付開始公告を行った日から10日間が経過したときに限り、(i)特定大量保有者、(ii)特定大量保有者の共同保有者、(iii)特定大量買付者、(iv)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v)上記(i)ないし(iv)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(vi)上記(i)ないし(v)に該当する者の関連者(以下、上記(i)ないし(vi)に該当する者を「非適格者」と総称する。)のいずれにも該当しない者のみが、これを行行使することができる。なお、当社取締役会は、当社が別途定めた新株予約権細則に従い、当社の株券等の取得または保有をしても当社の企業価値・株主共同の利益に反しない者を特定大量保有者や特定大量買付者に該当しないと認めて権利発動事由(「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 第二回信託型ライツ・プラン新株予約権 (注) 2.2」)に定義される。以下同じとする。)が発生しないようにしたり、また、上記(ア)または(イ)の10日間という期間を延長することにより、権利発動事由発生時点(「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 第二回信託型ライツ・プラン新株予約権 (注) 2.2」)に定義される。以下同じとする。)を延期することもできる。

すなわち、本新株予約権の権利発動事由が発生し、本新株予約権が行使可能となったときは、原則として、非適格者等を除く当社の一般の株主は、有利な条件で当社株式を取得することができるようになる一方で、非適格者等は、原則として、他の株主による本新株予約権の行使または当社による本新株予約権の取得の結果、その有する株式持分が希釈化されるという影響を受ける可能性がある。

上記に加え、本新株予約権には、当社が当社株式と引換えに本新株予約権を取得できる旨の取得条項が付されており、当社は、ある者の買収に関し権利発動事由が生じた場合、当該買収に関し、(i)所定の脅威(「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 第二回信託型ライツ・プラン新株予約権 (注) 2.3」)に定義される。以下同じとする。)が存しないと認められる場合若しくは脅威が存するものの本新株予約権の行使を認めることが当該脅威との関係で相当でない認められる場合、または(ii)当社取締役会が提示若しくは賛同する当該買収とは別の代替案が存在し、当該代替案が一定の条件を充足する場合に該当することにより本新株予約権の行使が認められない場合を除き、当社取締役会が別に定める日の到来日をもって、非適格者および信託銀行以外の者の有する本新株予約権のうち未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき1株の当社株式を交付することができるとされている。

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立性のある当社の社外取締役等のみから構成される特別委員会を設置している。特別委員会が、新株予約権細則に定められた手続に従い、権利発動事由発生時点の延期、買収を提案する者との関係における権利発動事由の不発生その他本新株予約権の行使条件の不充足、本新株予約権の取得等について決定し当社取締役会に対する勧告を行った場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決定を行うものとされている。

なお、本新株予約権の行使期間は、原則として平成22年10月1日から平成25年9月30日までの3年間とされている。

本新株予約権の内容は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 第二回信託型ライツ・プラン新株予約権」に記載のとおりである。

信託型ライツ・プラン導入後であっても、信託型ライツ・プランが発動されていない場合、株主に直接具体的な影響が生じることはない。他方、信託型ライツ・プランの発動時においては、信託銀行から、当社取締役会が別途定める日における当社以外の株主に対して、その保有する当社株式1株につき1個の割合で、新株予約権の交付がなされる。株主が、当社所定の新株予約権行使請求書等を所定の行使請求の受付場所に提出した上、新株予約権の目的たる当社株式1株当たり所定の行使価額に相当する金額を払込取扱場所に払い込んだ場合には、新株予約権1個当たり1株の当社株式が交付されることになる。仮に、株主がこうした金銭の払込その他新株予約権行使に係る手続を経なければ、他の株主による新株予約権の行使により、その保有する株式が希釈化される場合がある。(但し、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、株式の希釈化は生じない)

具体的取組みに対する当社取締役の判断およびその理由

上記の(a)に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策であり、まさに当社の基本方針に沿うものである。

また、信託型ライツ・プランは、上記の(b)記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって更新されるものであり、当社の基本方針に沿うものである。特に、信託型ライツ・プランは、株主総会の特別決議を経て更新されるものであること、その内容として合理的な客観的解除要件が設定されていること、独立性の高い社外者によって構成される特別委員会が設置され、権利発動事由発生時点の延期、買収を提案する者との関係における権利発動事由の不発生その他本新株予約権の行使条件の不充足および本新株予約権の取得等に関する決定に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、特別委員会は当社の費用で独立した第三者である専門家を利用することができるとされていること、有効期間が約3年と定められた上、取締役会がいつでも本新株予約権を無償で取得し、信託型ライツ・プランを廃止できるものとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値・株主共同の利益に資するものであって、

当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではない。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、2億38百万円である。
なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動に重要な変更はない。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はない。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について重要な変更はない。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、除却、売却等の計画はない。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	110,000,000
計	110,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行 数(株) (平成23年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年5月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	28,149,877	28,149,877	東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	28,149,877	28,149,877	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

第二回信託型ライツ・プラン新株予約権

当社は、会社法第236条および第238条ならびに当社定款第38条の規定に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、または向上させることを目的として、新株予約権と信託の仕組みを利用したライツ・プラン（以下、「信託型ライツ・プラン」という）を更新（再導入）するに際し、かかる信託型ライツ・プランの一環として新株予約権（以下、「本新株予約権」という）を発行することを平成22年9月24日の定時株主総会にて承認可決した。

平成22年10月1日に住友信託銀行株式会社と信託契約を締結し、同日付けで同行に対して本新株予約権を無償で発行した。

本新株予約権の内容は以下のとおりである。

決議年月日	平成22年9月24日
付与対象者	(注) 1
新株予約権の数(個)	50,000,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50,000,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(1) 本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、本新株予約権の行使により発生または移転する株式1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた価額とする。 (2) 行使価額は1円とする。
新株予約権の行使期間	平成22年10月1日(金)から平成25年9月30日(月)までとする。ただし、(注)3の1)ないし3)の規定に基づき当社による本新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る本新株予約権については、当該取得日およびその前日においては行使できないものとし、また、当社が発行する株式に係る株主確定日の3営業日前の日から株主確定日までの間は、本新株予約権は行使できないものとする。また、平成25年4月1日(月)以降同年9月30日(月)以前に権利発動事由((注)2の2)に定義される。以下同じ。)が発生した場合には、当該権利発動事由が発生した日から6ヶ月間が経過した日までとする。なお、行使期間の最終日が行使請求の受付場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の株式の発行価格は、行使価額とする。 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の全額とし、資本準備金は増加しないものとする。
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3
取得条項に関する事項	(注) 4
信託の設定の状況	当社を委託者とし住友信託銀行株式会社を受託者とする金銭信託以外の金銭の信託契約を締結し、信託を設定する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1 . 付与対象者

当社は、信託銀行を受託者とする金銭信託以外の金銭の信託契約を締結し、信託を設定する。本信託の受益者は、将来買収者が出現した後に、一定の手続により特定される当社の全株主(買収者を含み、自己株式の保有者としての当社は除く。)となる。

2. 行使の条件

1) 以下の用語は次のとおり定義される。

- (i) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義される。以下同じ。）が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認める者を含む。）をいう。
- (ii) 「公表」とは、多数の者の知り得る状態に置かれたことをいい、(i)金融商品取引法第27条の23または第27条の25に定められる報告書の提出、および(ii)当社においてその株式を上場する金融商品取引所に対する当該事実の通知を行い、かつ、当該通知を受けた金融商品取引所が、電磁的方法により当該通知を受けた事実を公衆の縦覧に供することを含む。
- (iii) 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む（当社取締役会がこれらに該当すると認める者を含む。）。
- (iv) 「特定大量買付者」とは、公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。以下同じ。）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義される。以下本(iv)号において同じ。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義される。以下同じ。）の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれに該当すると認める者を含む。）をいう。
- (v) 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される者（当社取締役会がこれに該当すると認める者を含む。）をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
- (vi) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共通の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認める者を含む。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認める者をいう。「支配」とは、他の会社等の財務および事業の方針の決定を支配していること（会社法施行規則第3条第3項に定義される。）をいう。

なお、上記(i)および(iv)にかかわらず、下記 ないし の各号に該当する者は、特定大量保有者または特定大量買付者に該当しないものとする。

当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）

または当社の関連会社（同規則第8条第5項に定義される。）

当社を支配する意図なく特定大量保有者となった者であると当社取締役会が認める者であって、かつ、特定大量保有者になった後10日間（ただし、当社取締役会がかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより特定大量保有者ではなくなった者

当社による自己の株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、当社の特定大量保有者になった者であると当社取締役会が認める者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）

当社を委託者とする信託の受託者として本新株予約権をその発行時に取得し、保有している者（当該信託の受託者としての当該者に限り、以下「受託者」という。）

当社取締役会において、当社取締役会が別途定める新株予約権細則（以下「新株予約権細則」という。）に従い、その者が当社の株券等を取得または保有すること（以下「買収」という。）が当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと認める者（本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）が下記3）または4）の規定により本新株予約権を行使することができるか否かにかかわらず、当社取締役会は、いつでもこれを認めることができる。また、一定の条件の下に当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認める場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）

- 2) 本新株予約権の割当日の前後を問わず、一ないし複数の者が、(ア)特定大量保有者になったことを示す公表がなされた日から10日間（ただし、当社取締役会は、本新株予約権細則に従いかかる期間を延長することができる。）が経過したとき、または(イ)特定大量買付者となる公開買付開始公告を行った日から10日間（ただし、当社取締役会は、本新株予約権細則に従いかかる期間を延長することができる。）が経過したとき（以下、上記(ア)に定める事由と併せて「権利発動事由」と総称し、権利発動事由が発生した時点を「権利発動事由発生時点」という。）に限り、(i)特定大量保有者、(ii)特定大量保有者の共同保有者、(iii)特定大量買付者、若しくは(iv)特定大量買付者の特別関係者、(v)上記(i)ないし(iv)記載の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、または(vi)上記(i)ないし(v)記載の者の関連者（以下、上記(i)ないし(vi)に該当する者を「非適格者」と総称する。）のいずれにも該当しない者のみが、本新株予約権を行使することができる。

- 3) 上記2)の規定にかかわらず、ある者の買収に関し権利発動事由が生じた場合において、当該買収につき、(i)次の各号に規定する事由(以下「脅威」という。)がいずれも存しない場合、または(ii)一若しくは複数の脅威が存するにもかかわらず、本新株予約権の行使を認めることが当該脅威との関係で相当でない場合には、本新株予約権者は、本新株予約権を行使することができない。なお、上記(i)または(ii)の場合に該当するかについては、本新株予約権細則に定められる手続に従い判断されるものとする。
- 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値・株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれがあること
- (a) 当社株式を買い占め、その株式につき当社または当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為
 - (b) 当社を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為
 - (c) 当社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (d) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- 当該買収に係る取引の仕組み等が当該買収に応じることを当社の株主に強要するおそれがあるものであること
- 当社株主若しくは当社取締役会が当該買収について十分な情報を取得できないこと、または、当社取締役会がこれを取得した後、当該買収の検討を行い、若しくは、当該買収に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間が存しないこと
- 当該買収の条件(対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、買収後における事業計画、および当社の株主、従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含む。)が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適切であること
- 上記ないしのほか、当該買収またはこれに係る取引が当社の企業価値・株主共同の利益(当社の従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者の利益も勘案されるものとする。)に反する重大なおそれがあること
- 4) 上記3)の規定のほか、ある者の買収に関し権利発動事由が生じた場合において、当社取締役会の提示または賛同する、当該買収とは別の代替案が存在し、当該代替案が当社に係る支配権の移転を伴う場合で、かつ、(i)当該買収が当社が発行者である株券等全てを現金により買い付ける旨の公開買付けのみにより実施されており、(ii)当該買収が上記3)(a)ないし(d)に掲げる行為等により当社の企業価値・株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれがなく、(iii)当該買収に係る取引の仕組み等が当該買収に応じることを当社の株主に強要するおそれのあるものでなく、かつ、(iv)当該買収またはこれに係る取引が当社の企業価値・株主共同の利益(当社の従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者の利益も勘案されるものとする。)に反する重大なおそれのないものである場合には、本新株予約権者は、本新株予約権を行使することができない。なお、上記の場合に該当するかについては、本新株予約権細則に定められる手続に従い判断されるものとする。
- 5) 上記3)および4)のほか、適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に本新株予約権を行使させるに際し、(i)所定の手続の履行若しくは(ii)所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。)の充足、または(iii)その双方(以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。)が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行または充足されたと当社取締役会が認める場合に限り本新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には本新株予約権を行使することができないものとする。ただし、当該管轄地域に所在する者に本新株予約権を行使させるに際し当社が履行または充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社取締役会としてこれを履行または充足する義務を負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者に本新株予約権の行使をさせることが当該法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。
- 6) 上記5)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(i)自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家(accredited investor)であることを表明、保証し、かつ(ii)その有する本新株予約権の行使の結果取得する当社株式の転売は東京証券取引所における普通取引(ただし、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。)によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該本新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該本新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションDおよび米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行または充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記(i)および(ii)を充足しても米国証券法上適法に本新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。

- 7) 本新株予約権者は、当社に対し、自らが非適格者に該当せず、非適格者のために行使しようとしているものではないこと等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面を提出した場合に限り、かつ、所定の行使の方法等に従うことにより、本新株予約権を行使することができるものとする。
- 8) 上記2)にかかわらず、特定大量保有者または特定大量買付者が当該買収を中止若しくは撤回し、または爾後買収を実施しないことを誓約するとともに、特定大量保有者または特定大量買付者その他の非適格者が当社の認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ特定大量保有者または特定大量買付者の株券等保有割合（ただし、株券等保有割合の計算に当たっては、特定大量保有者または特定大量買付者やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとする。）として当社取締役会が認めた割合（以下「非適格者株券等保有割合」という。）が、(i)当該買収の前における非適格者株券等保有割合または(ii)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った特定大量保有者または特定大量買付者その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができるものとする。

3. 本新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。なお、譲渡人が日本国外に所在する者であって、(注)2の5)または6)の規定により本新株予約権を行使することができない者（非適格者を除く。）であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。

当該管轄地域に所在する者による本新株予約権の全部または一部の譲渡に関し、譲渡人により譲受人が作成し署名または記名捺印した誓約書（下記「ないし」についての表明・保証条項および補償条項を含む。）が提出されていること

譲受人が非適格者に該当しないこと

譲受人が当該管轄地域に所在しておらず、当該管轄地域に所在する者のために譲り受けようとしている者ではないこと

譲受人が非適格者および「ないし」に定める当該管轄地域に所在する者のために譲り受けようとしている者のいずれかのために譲り受けようとしている者でないこと

4. 取得条項に関する事項

1) 当社は、ある者の買収に関し権利発動事由が生じた場合において、本新株予約権者が（注）2の3）または4）の規定により本新株予約権を行使することができないと当社取締役会が認めるときは、当社取締役会が別に定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得する。ただし、当社取締役会が、（注）2の1）「ないし」に従い買収者が（注）2の1）「ないし」に定める者に該当すると決定した場合は、この限りではない。

2) 上記1)のほか、当社は、権利発動事由発生時点までの間、いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができる。なお、当社取締役会は、当社取締役会が権利発動事由発生時点までの間に必要かつ適切と認めた場合には、当社定款の定めに基づき、かかる本新株予約権の無償取得をしないことについて当社株主総会に付議することができるものとし、当該株主総会において本新株予約権の無償取得をしないことが否決された場合には、当社取締役会は、上記のとおり全ての本新株予約権を無償で取得するものとする。

3) 当社は、ある者の買収に関し権利発動事由が生じた場合、本新株予約権者が（注）2の3）または4）の規定により本新株予約権を行使することができないと当社取締役会が認める場合を除き、当社取締役会が別に定める日の到来日をもって、非適格者および受託者以外の者が有する本新株予約権のうち未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき1株の当社株式を交付することができる。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができる。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、または株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生時点において行使されておらず、かつ当社により取得されていない本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社または株式移転設立完全親会社は組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に調整された条件に基づき本新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はない。

(4) 【ライツプランの内容】

「(2)新株予約権等の状況」に記載している。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成23年1月1日～ 平成23年3月31日	-	28,149	-	11,392	-	9,842

(6)【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握していない。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができないため、直前の基準日（平成22年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしている。

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 478,200	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 27,646,200	276,462	-
単元未満株式	普通株式 25,477	-	-
発行済株式総数	28,149,877	-	-
総株主の議決権	-	276,462	-

（注）「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式91株が含まれている。

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
（自己保有株式） 澁谷工業株式会社	金沢市大豆田本町甲58番地	478,200	-	478,200	1.70
計	-	478,200	-	478,200	1.70

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成23年 1月	2月	3月
最高（円）	796	855	906	860	850	860	868	850	860
最低（円）	702	745	804	719	770	767	791	797	656

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

3 【役員 の 状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動は次のとおりである。

役職の異動

役名	新職名	旧職名	氏名	異動年月日
専務取締役	グループ生産・情報統轄 本部長兼生産計画推進本 部長兼開発本部長兼技術 管理本部長、プラント生 産統轄本部長	グループ生産・情報統轄 本部長兼生産計画推進本 部長兼技術管理本部長、 プラント生産統轄本部長	中 俊明	平成23年4月1日

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）および前第3四半期連結累計期間（平成21年7月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）および当第3四半期連結累計期間（平成22年7月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成している。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）および前第3四半期連結累計期間（平成21年7月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表ならびに当第3四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）および当第3四半期連結累計期間（平成22年7月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、明澄監査法人による四半期レビューを受けている。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,547	8,147
受取手形及び売掛金	23,586	24,086
製品	457	377
仕掛品	4 6,034	4 4,151
原材料及び貯蔵品	1,217	1,087
繰延税金資産	928	890
その他	1,702	802
貸倒引当金	1	5
流動資産合計	43,472	39,537
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	9,754	7,326
機械装置及び運搬具(純額)	1,425	1,148
土地	10,702	10,461
建設仮勘定	258	436
その他(純額)	775	944
有形固定資産合計	1 22,915	1 20,317
無形固定資産		
のれん	1,281	1,301
その他	279	286
無形固定資産合計	1,561	1,588
投資その他の資産		
投資有価証券	3,408	3,451
長期貸付金	7	8
繰延税金資産	2,789	2,696
その他	751	706
貸倒引当金	37	37
投資その他の資産合計	6,918	6,826
固定資産合計	31,396	28,732
資産合計	74,868	68,269

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	15,371	13,979
1年内償還予定の社債	60	60
短期借入金	7,870	4,976
未払法人税等	243	287
未払費用	2,122	3,718
賞与引当金	944	262
事業構造改善引当金	8	-
受注損失引当金	4 92	4 19
その他	4,694	2,741
流動負債合計	31,407	26,045
固定負債		
社債	90	150
長期借入金	6,108	4,708
退職給付引当金	8,140	7,646
役員退職慰労引当金	398	391
繰延税金負債	0	0
その他	212	339
固定負債合計	14,951	13,236
負債合計	46,359	39,281
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,392	11,392
資本剰余金	10,358	9,842
利益剰余金	7,590	8,182
自己株式	429	428
株主資本合計	28,911	28,988
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	418	436
繰延ヘッジ損益	0	0
為替換算調整勘定	36	37
評価・換算差額等合計	454	474
少数株主持分	52	474
純資産合計	28,509	28,988
負債純資産合計	74,868	68,269

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成22年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成23年3月31日)
売上高	36,979	40,929
売上原価	30,779	35,211
売上総利益	6,199	5,718
販売費及び一般管理費	5,348	5,613 ¹
営業利益	851	104
営業外収益		
受取利息	4	4
受取配当金	28	30
投資有価証券売却益	21	4
持分法による投資利益	-	3
固定資産賃貸料	48	40
その他	117	72
営業外収益合計	220	156
営業外費用		
支払利息	128	134
手形売却損	17	10
投資有価証券売却損	3	6
持分法による投資損失	0	-
為替差損	4	12
その他	46	51
営業外費用合計	201	216
経常利益	870	44
特別利益		
固定資産売却益	4	0
国庫補助金	-	522
貸倒引当金戻入額	2	3
事業構造改善引当金戻入額	12	-
その他	3	-
特別利益合計	22	526
特別損失		
固定資産売却損	2	0
固定資産処分損	2	4
投資有価証券評価損	33	9
施設利用権評価損	13	-
減損損失	-	104 ²
事業整理損	-	427 ³
厚生年金基金脱退拠出金	-	68
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	70
その他	8	34
特別損失合計	59	720
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	833	149
法人税、住民税及び事業税	499	310
法人税等調整額	90	111
法人税等合計	589	198
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	347
少数株主損失()	6	28
四半期純利益又は四半期純損失()	250	319

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
売上高	13,595	16,328
売上原価	11,084	13,622
売上総利益	2,511	2,705
販売費及び一般管理費	1,811	1,886
営業利益	700	818
営業外収益		
受取利息	1	1
受取配当金	5	6
投資有価証券売却益	1	1
持分法による投資利益	-	0
固定資産賃貸料	20	15
その他	37	25
営業外収益合計	65	51
営業外費用		
支払利息	42	45
手形売却損	7	3
投資有価証券売却損	1	0
持分法による投資損失	1	-
為替差損	0	2
その他	20	20
営業外費用合計	71	67
経常利益	694	802
特別利益		
固定資産売却益	1	0
国庫補助金	3	522
その他	0	0
特別利益合計	4	522
特別損失		
固定資産売却損	2	0
固定資産処分損	0	1
投資有価証券評価損	17	0
減損損失	-	94
厚生年金基金脱退拠出金	-	68
その他	0	8
特別損失合計	14	173
税金等調整前四半期純利益	713	1,151
法人税、住民税及び事業税	184	109
法人税等調整額	220	451
法人税等合計	405	561
少数株主損益調整前四半期純利益	-	590
少数株主利益又は少数株主損失()	11	27
四半期純利益	297	617

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成22年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成23年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	833	149
減価償却費	1,040	1,138
のれん償却額	148	164
減損損失	-	104
事業整理損失	-	378
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	70
退職給付引当金の増減額(は減少)	171	494
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	14	7
貸倒引当金の増減額(は減少)	14	4
賞与引当金の増減額(は減少)	547	682
受注損失引当金の増減額(は減少)	47	73
事業構造改善引当金の増減額(は減少)	55	8
受取利息及び受取配当金	32	35
支払利息	128	134
持分法による投資損益(は益)	0	3
投資有価証券売却損益(は益)	17	2
投資有価証券評価損益(は益)	33	9
補助金収入	-	522
売上債権の増減額(は増加)	5,365	492
前受金の増減額(は減少)	1,778	351
たな卸資産の増減額(は増加)	221	2,103
仕入債務の増減額(は減少)	2,253	1,395
未払金及び未払費用の増減額(は減少)	1,436	1,577
その他	20	588
小計	137	525
利息及び配当金の受取額	33	44
利息の支払額	128	142
法人税等の支払額	287	466
営業活動によるキャッシュ・フロー	519	39

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成22年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成23年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	261	1,531
定期預金の払戻による収入	261	540
投資有価証券の取得による支出	315	87
投資有価証券の売却による収入	408	95
有形固定資産の取得による支出	298	2,449
有形固定資産の売却による収入	5	67
無形固定資産の取得による支出	55	44
子会社株式の取得による支出	-	21
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	756	-
貸付けによる支出	170	101
その他	95	31
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,086	3,499
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	7,773	6,806
短期借入金の返済による支出	7,397	3,941
長期借入れによる収入	1,900	2,750
長期借入金の返済による支出	1,419	1,309
社債の償還による支出	30	60
自己株式の増減額（は増加）	0	0
配当金の支払額	266	269
その他	14	15
財務活動によるキャッシュ・フロー	544	3,961
現金及び現金同等物に係る換算差額	2	13
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,058	408
現金及び現金同等物の期首残高	6,652	7,801
現金及び現金同等物の四半期末残高	5,593	8,210

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成23年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 第2四半期連結会計期間において、シブヤ精工(株)はシブヤマシナリー(株)による吸収合併により解散したため、連結の範囲から除外している。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 13社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用している。 これにより、税金等調整前四半期純損失が71百万円増加している。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は74百万円である。</p> <p>(2) 企業結合に関する会計基準等の適用 第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用している。</p>

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成23年3月31日)
(四半期連結損益計算書) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目を表示している。 前第3四半期連結累計期間において、特別利益の「その他」に含めて表示していた「国庫補助金」は、特別利益総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結累計期間では区分掲記することとした。なお、前第3四半期連結累計期間の特別利益の「その他」に含まれる「国庫補助金」は3百万円である。
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書) 前第3四半期連結累計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示していた「補助金収入」は、重要性が増したため、当第3四半期連結累計期間では区分掲記することとした。なお、前第3四半期連結累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含まれる「補助金収入」は3百万円である。

当第3四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
(四半期連結損益計算書) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示している。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成23年3月31日)
1. たな卸資産の評価方法	当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、第2四半期連結会計期間末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定している。
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している固定資産の減価償却費については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっている。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はない。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末 (平成22年6月30日)
1.有形固定資産の減価償却累計額 23,280百万円	1.有形固定資産の減価償却累計額 24,550百万円
2.保証債務 リース債権に対する損害金の保証債務 北国総合リース㈱ 5百万円	2.保証債務 リース債権に対する損害金の保証債務 北国総合リース㈱ 6百万円
3.受取手形割引高 451百万円	3.受取手形割引高 2,062百万円
4.損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示している。損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな卸資産のうち、受注損失引当金に対応する額は9百万円(仕掛品)である。	4.損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示している。損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな卸資産のうち、受注損失引当金に対応する額は6百万円(仕掛品)である。

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成22年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成23年3月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりである。	1.販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりである。
旅費交通費 498百万円	旅費交通費 490百万円
役員報酬 524百万円	役員報酬 587百万円
給料 1,552百万円	給料 1,509百万円
賞与引当金繰入額 163百万円	賞与引当金繰入額 176百万円
退職給付引当金繰入額 272百万円	退職給付引当金繰入額 341百万円
役員退職慰労引当金繰入額 14百万円	役員退職慰労引当金繰入額 22百万円

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成22年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成23年3月31日)																																				
	<p>2. 減損損失</p> <p>当第3四半期連結累計期間において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">富山県 南砺市</td> <td rowspan="3">事業用 資産</td> <td>建物及び構築物</td> <td>166</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>187</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>353</td> </tr> <tr> <td>鳥取県 鳥取市</td> <td>事業用 資産</td> <td>土地</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">新潟県 長岡市</td> <td rowspan="4">事業用 資産</td> <td>建物及び構築物</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>その他(有形固定資産)</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>94</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、原則として、事業用資産については工場単位を基準とした管理会計上の区分に従ってグルーピングを行っており、賃貸資産等については個別資産ごとにグルーピングを行っている。</p> <p>富山県南砺市の事業用資産については、繊維事業の廃止を機関決定したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額である減損損失353百万円を事業整理損に含めて計上している。</p> <p>鳥取県鳥取市の事業用資産については、連結子会社である(株)テクノ工業が解散を決議し清算会社となったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額9百万円を減損損失として計上している。</p> <p>新潟県長岡市の事業用資産については、メカトロシステム事業において、生産部門の集約に伴う工場の閉鎖を機関決定したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額94百万円を減損損失として計上している。</p> <p>なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額または固定資産税評価額を基礎として合理的に算定している。</p> <p>3. 事業整理損は、連結子会社である(株)ファブリカトヤマおよび(株)ファブリカセイ(現(株)ファブリカ機工)の繊維事業廃止に伴い発生したものであり、その内訳は次のとおりである。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>減損損失</td> <td>353百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産売却損</td> <td>24百万円</td> </tr> <tr> <td>割増退職金等</td> <td>35百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>13百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>427百万円</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	富山県 南砺市	事業用 資産	建物及び構築物	166	土地	187	合計	353	鳥取県 鳥取市	事業用 資産	土地	9	新潟県 長岡市	事業用 資産	建物及び構築物	56	土地	37	その他(有形固定資産)	0	合計	94	減損損失	353百万円	固定資産売却損	24百万円	割増退職金等	35百万円	その他	13百万円	合計	427百万円
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																																		
富山県 南砺市	事業用 資産	建物及び構築物	166																																		
		土地	187																																		
		合計	353																																		
鳥取県 鳥取市	事業用 資産	土地	9																																		
新潟県 長岡市	事業用 資産	建物及び構築物	56																																		
		土地	37																																		
		その他(有形固定資産)	0																																		
		合計	94																																		
減損損失	353百万円																																				
固定資産売却損	24百万円																																				
割増退職金等	35百万円																																				
その他	13百万円																																				
合計	427百万円																																				

前第3四半期連結会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりである。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりである。
旅費交通費 170百万円	旅費交通費 158百万円
役員報酬 180百万円	役員報酬 195百万円
給料 513百万円	給料 502百万円
賞与引当金繰入額 118百万円	賞与引当金繰入額 130百万円
退職給付引当金繰入額 86百万円	退職給付引当金繰入額 111百万円
役員退職慰労引当金繰入額 6百万円	役員退職慰労引当金繰入額 6百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成22年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成23年3月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 (平成22年3月31日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 (平成23年3月31日現在)
現金及び預金勘定 5,929百万円	現金及び預金勘定 9,547百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 335百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 1,336百万円
現金及び現金同等物 5,593百万円	現金及び現金同等物 8,210百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年3月31日)および当第3四半期連結累計期間(自平成22年7月1日至平成23年3月31日)

- 発行済株式の種類及び総数
普通株式 28,149千株
- 自己株式の種類及び株式数
普通株式 478千株

3. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年9月24日 定時株主総会	普通株式	135	5	平成22年6月30日	平成22年9月27日	利益剰余金
平成23年2月10日 取締役会	普通株式	138	5	平成22年12月31日	平成23年3月18日	利益剰余金

4. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成22年8月1日付けで㈱ファブリカトヤマを完全子会社とする株式交換を実施した。その結果、当第3四半期連結累計期間において資本剰余金が515百万円増加し、当第3四半期連結会計期間末の資本剰余金が10,358百万円となった。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

	パッケージングプラント事業 (百万円)	メカトロシステム事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	10,272	3,143	180	13,595	-	13,595
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	5	67	-	73	73	-
計	10,278	3,210	180	13,669	73	13,595
営業利益又は営業損失()	1,332	253	19	1,059	359	700

前第3四半期連結累計期間(自平成21年7月1日至平成22年3月31日)

	パッケージングプラント事業 (百万円)	メカトロシステム事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	29,031	7,595	351	36,979	-	36,979
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	190	237	-	428	428	-
計	29,222	7,833	351	37,407	428	36,979
営業利益又は営業損失()	2,969	983	49	1,935	1,084	851

(注) 1. 事業区分の方法

製品の種類の類似性を考慮し、事業区分を行っている。

2. 各事業区分の主要製品

事業区分	主要製品
パッケージングプラント事業	洗浄機、殺菌機、充填機、キャッピング機、ラベル貼機、函入函出積荷機、コンベア、製函機、函詰封かん機、農業用選果・選別システムなど
メカトロシステム事業	レーザ加工機やレーザマーキングシステムなどのレーザ応用システム、ハンダボールマウンタなどの半導体製造システム、レーザ手術および治療装置や人工透析システムなどの医療機器、発酵処理機やろ過脱水機などの環境設備システム、高速混気ジェット洗浄機など
その他の事業	各種混紡糸、化合織糸など

3. 会計処理の方法の変更

前第3四半期連結累計期間

(完成工事高及び完成工事原価の計上基準)

第1四半期連結会計期間より、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)および「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を適用し、第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から、当第3四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事契約については工事完成基準を適用している。この基準の適用により、当第3四半期連結累計期間の「パッケージングプラント事業」の売上高が253百万円、営業利益が34百万円それぞれ増加している。

4. 事業区分の方法の変更

前第3四半期連結累計期間

第1四半期連結会計期間より、(株)ファブリカトヤマおよび(株)ファブリカセニを新たに連結の範囲に含めたことに伴い、繊維の製造販売を行う事業に係るセグメントを「その他の事業」としている。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自平成22年1月1日至平成22年3月31日）

全セグメントの売上高の合計に占める本邦内の割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略している。

前第3四半期連結累計期間（自平成21年7月1日至平成22年3月31日）

全セグメントの売上高の合計に占める本邦内の割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略している。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自平成22年1月1日至平成22年3月31日）

	アジア	北米	その他の地域	計
海外売上高（百万円）	1,695	237	366	2,299
連結売上高（百万円）				13,595
連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	12.5	1.7	2.7	16.9

前第3四半期連結累計期間（自平成21年7月1日至平成22年3月31日）

	アジア	北米	その他の地域	計
海外売上高（百万円）	4,914	502	695	6,112
連結売上高（百万円）				36,979
連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	13.3	1.4	1.9	16.5

（注）1. 国又は地域の区分方法は地理的近接度によっており、各区分に属する主な国又は地域は次のとおりである。

- (1) アジア.....中国・韓国・タイ
- (2) 北米.....米国・カナダ
- (3) その他の地域.....中南米・欧州

2. 海外売上高は、当社および連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高（ただし、連結会社間の内部売上高を除く）である。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当第3四半期連結累計期間（自平成22年7月1日至平成23年3月31日）および当第3四半期連結会計期間（自平成23年1月1日至平成23年3月31日）

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものである。

当社グループは、製品の販売、生産体制やサービスの類似性を基準とした事業部門を設置しており、各事業部門は包括的な戦略を立案し、事業活動を展開している。

したがって、当社グループは事業部門を基礎としたセグメントから構成されており、「パッケージングプラント事業」、「農業用設備事業」および「メカトロシステム事業」の3つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントの主要な製品は、以下のとおりである。

セグメントの名称	主要製品
パッケージングプラント事業	洗浄機、殺菌機、充填機、キャッピング機、ラベル貼機、函入函出積荷機、コンベア、製函機、函詰封かん機など
農業用設備事業	農業用選果・選別システムなど
メカトロシステム事業	レーザ加工機やレーザマーキングシステムなどのレーザ応用システム、ハンダボールマウンタなどの半導体製造システム、レーザ手術および治療装置や人工透析システムなどの医療機器など

2. 報告セグメントごとの売上高および利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間（自平成22年7月1日至平成23年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	パッケージ ングプラ ント事業	農業用設 備事業	メカトロ システム 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	26,522	5,730	8,166	40,418	510	40,929	-	40,929
セグメント間の内部 売上高又は振替高	165	541	2	710	142	852	852	-
計	26,687	6,272	8,168	41,128	653	41,782	852	40,929
セグメント利益又は損 失()	1,935	86	448	1,573	168	1,405	1,300	104

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、洗浄事業、環境事業および繊維事業を含んでいる。

2. セグメント利益又は損失()の調整額 1,300百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,303百万円および棚卸資産等の調整額 2百万円が含まれている。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費である。

3. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業損益と調整を行っている。

当第3四半期連結会計期間（自平成23年1月1日至平成23年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	パッケージ ングプラ ント事業	農業用設 備事業	メカトロ システム 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	11,344	2,075	2,867	16,286	41	16,328	-	16,328
セグメント間の内部 売上高又は振替高	54	314	1	370	49	419	419	-
計	11,398	2,390	2,868	16,656	90	16,747	419	16,328
セグメント利益又は損 失()	1,399	34	69	1,295	30	1,265	446	818

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、洗浄事業および環境事業を含んでいる。

2. セグメント利益又は損失()の調整額 446百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 447百万円および棚卸資産等の調整額 1百万円が含まれている。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費である。

3. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業損益と調整を行っている。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

当第3四半期連結累計期間（自平成22年7月1日至平成23年3月31日）

従来の「パッケージングプラント事業」は、第1四半期連結会計期間より「パッケージングプラント事業」および「農業用設備事業」の2つの報告セグメントに分割して表示している。また、従来「メカトロシステム事業」に含めていた洗浄事業および環境事業は、「その他」に含めている。

なお、前第3四半期連結累計期間および前第3四半期連結会計期間の事業の種類別セグメント情報を、当第3四半期連結累計期間および当第3四半期連結会計期間において用いた報告セグメントにより表示すると、以下のとおりとなる。

前第3四半期連結累計期間（自平成21年7月1日至平成22年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	パッケージ ングプラ ント事業	農業用設 備事業	メカトロ システム 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	22,646	6,385	7,415	36,447	531	36,979	-	36,979
セグメント間の内部 売上高又は振替高	234	239	2	475	239	715	715	-
計	22,880	6,624	7,418	36,923	771	37,694	715	36,979
セグメント利益又は損 失()	2,243	724	835	2,132	198	1,934	1,083	851

前第3四半期連結会計期間（自平成22年1月1日至平成22年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	パッケージ ングプラ ント事業	農業用設 備事業	メカトロ システム 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	8,159	2,113	3,071	13,343	252	13,595	-	13,595
セグメント間の内部 売上高又は振替高	14	188	1	203	68	271	271	-
計	8,173	2,301	3,072	13,547	320	13,867	271	13,595
セグメント利益又は損 失（ ）	1,192	140	214	1,118	58	1,059	359	700

4. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

（固定資産に係る重要な減損損失）

「メカトロシステム事業」において、生産部門の集約に伴い長岡工場の閉鎖を機関決定したことにより、同工場に係る減損損失94百万円を計上している。

（追加情報）

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）および「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用している。

（金融商品関係）

当第3四半期連結会計期間末（平成23年3月31日）

短期借入金および長期借入金が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められる。

科目	四半期連結貸借対照 表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 短期借入金	7,870	7,870	-
(2) 長期借入金	6,108	6,112	3

（注）金融商品の時価の算定方法

- 短期借入金の時価については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。
- 長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定している。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末 (平成22年6月30日)
1株当たり純資産額 1,028円36銭	1株当たり純資産額 1,055円20銭

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成22年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額 9円26銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していない。	1株当たり四半期純損失金額() 11円56銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していない。

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成22年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成23年3月31日)
四半期純利益又は四半期純損失()(百万円)	250	319
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失()(百万円)	250	319
期中平均株式数(千株)	27,022	27,598
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		第二回信託型ライツ・プラン新株予約権 50,000千株 なお、概要は「第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりである。

前第3四半期連結会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額 11円1銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していない。	1株当たり四半期純利益金額 22円33銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していない。

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
四半期純利益(百万円)	297	617
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	297	617
期中平均株式数(千株)	27,022	27,671
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)
該当事項はない。

2【その他】

平成23年2月10日開催の取締役会において、当事業年度の中間配当に関し次のとおり決議した。

- 1．中間配当による配当金の総額.....138百万円
 - 2．1株当たりの金額.....5円
 - 3．支払請求の効力発生日および支払開始日.....平成23年3月18日
- (注)平成22年12月31日現在の株主名簿に記載または記録された株主に対し、支払いを行う。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年5月11日

澁谷工業株式会社
取締役会 御中

明澄監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 向山典佐

代表社員
業務執行社員 公認会計士 菊野一裕

代表社員
業務執行社員 公認会計士 深井克志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている澁谷工業株式会社の平成21年7月1日から平成22年6月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年1月1日から平成22年3月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年7月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、澁谷工業株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載の通り、会社は第1四半期連結会計期間より「工事契約に関する会計基準」を適用している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成22年5月10日開催の取締役会において株式会社ファブリカトヤマを完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、株式交換契約を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管している。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年5月12日

澁谷工業株式会社
取締役会 御中

明澄監査法人

代表社員 公認会計士 菊野 一 裕
業務執行社員

代表社員 公認会計士 深井 克 志
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている澁谷工業株式会社の平成22年7月1日から平成23年6月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年7月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、澁谷工業株式会社及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載の通り、会社は第1四半期連結会計期間より「資産除去債務に関する会計基準」を適用している。
2. 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載の通り、会社は第1四半期連結会計期間より「企業結合に関する会計基準」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管している。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていない。